

# 国分寺市まち・ひと・しごと 創生総合戦略



平成27年10月 初版  
国分寺市



## 目次

序編 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	1
序一 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要と位置づけ	1
（1）国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけと趣旨	1
（2）国・東京都の総合戦略との関係	1
① 『国の総合戦略』との関係	1
② 東京都の総合戦略との関係	1
（3）『国分寺市総合ビジョン』との関係	4
序二 『総合戦略』の計画期間	4
序三 総合戦略策定における課題	5
（1）人口動態に関する重点課題：出生数の増加，転入者の維持・増加，転出者の抑制	5
（2）人口動態に対する影響の大きい重点課題：安定的な住宅供給・更新や諸環境の整備，地域ブランドの向上	7
序四 『総合戦略』の運用	10
（1）PDCAサイクルの確立と運用	10
（2）検証機関による効果検証と市総合戦略の見直し	11
序五 『総合戦略』の構成	12
（1）国分寺市における課題等の整理	12
（2）体系	13
（3）位置づける施策・事業	13
（4）数値目標と重要業績評価指標（KPI）の位置づけ	14
本編 総合戦略	16
基本目標1 まちの魅力の発掘・発信により交流人口を多く獲得し，定住化を促進	16
（1）数値目標	16
（2）基本的方向	16
（3）具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	16
① 都市生活・文化交流の拠点のまちづくりの推進	16
② 日本の宇宙開発発祥の地，史跡武蔵国分寺跡，お鷹の道・真姿の池湧水群などの地域資源を活用した交流の促進	19
③ 交流人口の獲得や定住化の促進につながる都市機能整備	21
④ 地域資源を魅力とした国分寺市らしい商品の創出と商業の活性化	22
基本目標2 安定した雇用を創出し，若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現	23
（1）数値目標	23
（2）基本的方向	23
（3）具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	23
① 創業支援・起業支援による新たな事業の創出支援	23
② 若い世代の希望を実現する総合的な出産支援・子育て支援	24
基本目標3 時代に合った地域をつくり，安心な暮らしを守るとともに，地域と地域を連携	26
（1）数値目標	26
（2）基本的方向	26
（3）具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	26
① 公共施設の適切なマネジメント	26

② まちの総合的な防災力の強化.....	28
③ 近隣自治体等との連携による公共サービスの提供.....	29
【資料編】 .....	30
1 「国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定経過 .....	30
2 国分寺市総合ビジョン等推進本部設置規程 .....	32
3 国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱 .....	34
4 国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿 .....	36

## 序編 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

### 序一 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要と位置づけ

#### (1) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけと趣旨

平成 26 (2014) 年 9 月に、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年 12 月に『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』（以下『国の長期ビジョン』といいます。）及び『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下『国の総合戦略』といいます。）を閣議決定しました。

上記を踏まえ、国分寺市においても、『国の長期ビジョン』や『国の総合戦略』などを勘案し、人口の現状と将来の展望を示す『国分寺市人口ビジョン（地方人口ビジョン）』及び地域の実情に応じた今後 5 カ年の施策の方向を示す『国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）』（以下『総合戦略』といいます。）を策定し、人口減少の克服や地方創生に向け、総力を挙げて取り組むこととしました。

#### (2) 国・東京都の総合戦略との関係

##### ① 『国の総合戦略』との関係

『国の総合戦略』は、『国の長期ビジョン』を踏まえ、国において、平成 27 (2015) 年度を初年度とする今後 5 カ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。国分寺市においても、国の総合戦略の基本的な考え方や基本方針などを基に総合戦略を策定し、人口減少の克服や地方創生を目指します。『国の総合戦略』の概要は、図表 1 のとおりです。

##### ② 東京都の総合戦略との関係

総合戦略の策定にあたっては、目標設定や施策の方向性に関して東京都の総合戦略を勘案し、整合性をはかりながら策定・改訂を行うこととします。

なお、東京都は、市町村を包括する広域の地方自治体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されています。他方、国分寺市は、基礎的な地方自治体として地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込むとともに、広域連携（自治体間連携）に関する施策に積極的に取り組むことが期待されます。東京都及び国分寺市に期待される役割をまとめると、図表 2 のとおりです。

図表 1 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 概要

## I. 基本的な考え方

### 1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- 地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
- 人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。
  - ①「東京一極集中」の是正
  - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
  - ③地域の特性に即した地域課題の解決

### 2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- 「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。
  - ①しごとの創生
  - ②ひとの創生
  - ③まちの創生

## II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

### 1. 従来政策の検証

- これまでの政策は、一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない。その要因は次の5点。
  - ①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
  - ②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
  - ③効果検証を伴わない「バラマキ」
  - ④地域に浸透しない「表面的」な施策
  - ⑤「短期的」な成果を求める施策

### 2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- 人口減少克服・地方創生を実現するため、5つの政策原則に基づき施策を展開する。
  - ①自立性：構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。
  - ②将来性：地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。
  - ③地域性：各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。
  - ④直接性：最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。
  - ⑤結果重視：PDCAメカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

### 3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備

- 国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組む。
  - ①5か年戦略の策定
  - ②データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出
  - ③国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化
  - ④地域間の連携推進

## III. 今後の施策の方向

### 1. 政策の基本目標（4つの基本目標）

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

- ・2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

基本目標④ 時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定

※基本目標②は東京圏以外を主な対象とするため、「国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、特に基本目標①、基本目標③、基本目標④との整合をはかる。

（出典）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26（2014）年12月27日）

※上記概要の中の「PDCA」については、p.10の「キーワード解説」を参照してください。

図表 2 東京都と国分寺市の役割分担

**【東京都の役割】**

## ● 広域的な施策等

都道府県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

## ● 市町村との連絡調整・支援

地方版総合戦略は全市町村に対して策定を努力義務としていることから、都道府県には、市町村間の取組に関する連絡調整や、小規模市町村への支援を行うことが期待されます。

**【国分寺市の役割】**

## ● 地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策

市町村には、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

## ● 市町村間連携

広域観光や都市農村交流など個別の施策における複数市町村間の連携のほか、定住自立圏や連携中枢都市圏等、圏域設定を行った取組など、市町村連携（他の都道府県の市町村との連携を含む。）に関する施策に積極的に取り組むことが期待されます。

さらに、経済面、文化面、地理的状況等の観点から一体性・関係性のある広域圏（上述の定住自立圏や連携中枢都市圏など）においては、複数の市町村が共同して地方版総合戦略を策定することも考えられます。

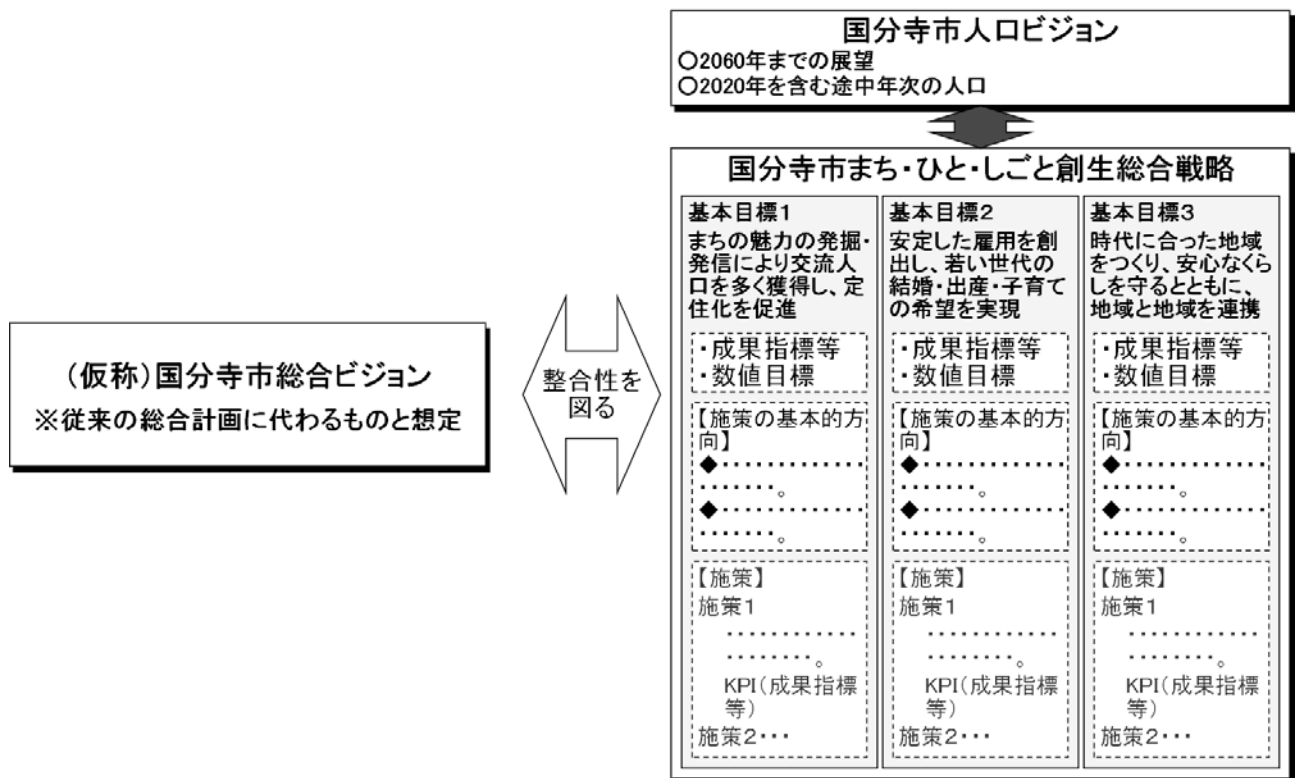
（出典）「地方版総合戦略策定のための手引き（平成27年1月）」 内閣府地方創生推進室

### (3)『国分寺市総合ビジョン』との関係

本総合戦略は、人口減少の克服・地方創生を目的としており、現在の『第四次長期総合計画』に次ぐ新たな総合的計画として策定される予定の『国分寺市総合ビジョン』（以下『総合ビジョン』といいます。）とは、目的や含まれる政策の範囲が必ずしも同じではないことが想定されます。また、本総合戦略においては、数値目標や重要業績評価指標（KPI：内容については p.10 の「キーワード解説」を参照）を設定することと定められていますが、こうした手法は、『総合ビジョン』においては義務付けられたものではありません。

以上の理由から、『総合戦略』と『総合ビジョン』は別に策定することとなりますが、特に人口減少の克服に貢献するものや、短期・集中的に取り組むことが有効と考えられるものなど、共通して取り扱うべき項目については、『総合戦略』と『総合ビジョン』で互いに調整をしながら検討を進めることが望ましいと考えられます。

図表 3 『総合戦略』の構成と『国分寺市総合ビジョン』との関係



## 序ー 2 『総合戦略』の計画期間

『国の総合戦略』は平成 27 (2015) 年度を初年度とした 5 カ年の計画となっていることから、『総合戦略』においても平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度の 5 年間の計画期間とします。



### 序ー3 総合戦略策定における課題

『国分寺市人口ビジョン』を踏まえ、下記を重点課題とします。

#### (1)人口動態に関する重点課題:出生数の増加, 転入者の維持・増加, 転出者の抑制

総人口は増加を続けていますが、増加率は低下しており、日本の総人口が長期の減少局面を迎えるなか、将来的には国分寺市の総人口も減少に転じるものと予想されます。

出生率が多摩 26 市の中でも低位となっているため、子育てや教育にかかる経済的負担に対する不安の払拭、健康上の理由からなかなか子どもができない家族に対するサポートなど、子どもを生み・育てることのできる環境づくりや各種サポートが望まれます。【図表 4】

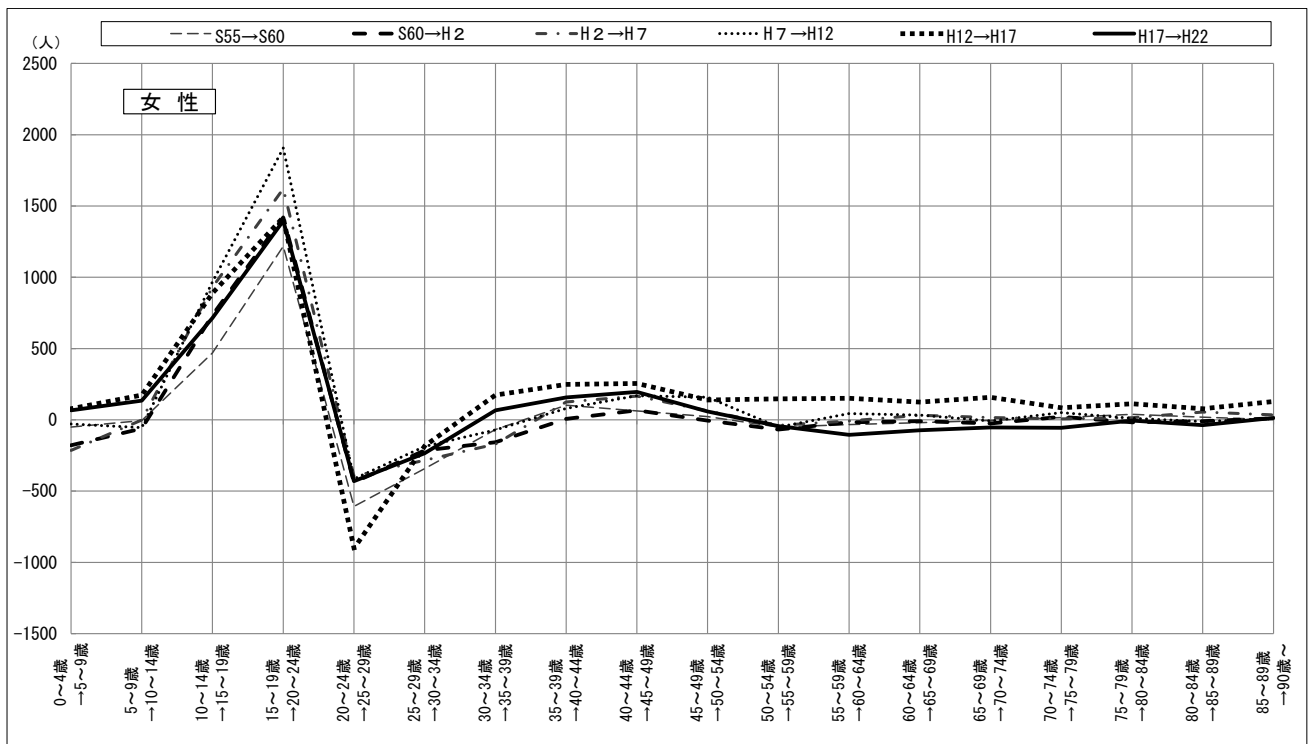
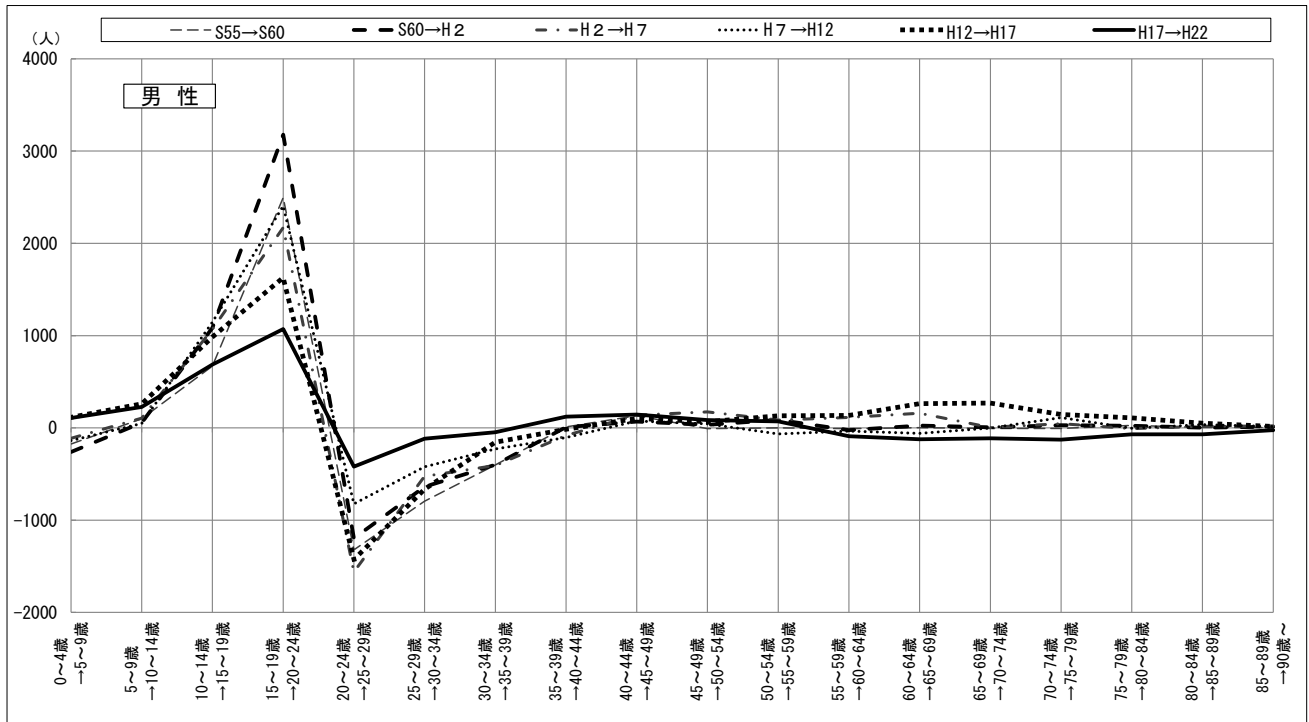
15～24 歳までの若い世代が大学等への進学や就職などにより大きく転入超過となる一方、一般的にファミリー層と呼ばれる 25～39 歳の世代が転出超過となっています。国内の若い世代の絶対数は減少していることから、長期的には 15～24 歳人口の転入数は減少していくと考えられます。したがって、若い世代の転入を維持していくとともにファミリー層の転出を抑制していくことが必要となります。【図表 5】

図表 4 合計特殊出生率の比較（多摩26市）

順位	市名	平成21年	順位	市名	平成25年
		合計特殊出生率			合計特殊出生率
1	羽 村 市	1.506	1	稲 城 市	1.504
2	武蔵村山市	1.447	2	羽 村 市	1.501
3	あきる野市	1.420	3	あきる野市	1.443
4	東大和市	1.418	4	武蔵村山市	1.416
5	福 生 市	1.371	5	小 平 市	1.414
6	東村山市	1.333	6	昭 島 市	1.400
7	昭 島 市	1.323	7	東大和市	1.397
8	稲 城 市	1.312	8	福 生 市	1.385
9	小 平 市	1.310	9	日 野 市	1.382
10	府 中 市	1.305	10	府 中 市	1.373
11	青 梅 市	1.298	11	国 立 市	1.3144
12	日 野 市	1.277	12	東久留米市	1.3140
13	八王子市	1.229	13	小 金 井 市	1.290
14	東久留米市	1.226	14	立 川 市	1.282
15	町 田 市	1.190	15	調 布 市	1.271
16	立 川 市	1.181	16	東村山市	1.268
17	調 布 市	1.155	17	清 瀬 市	1.264
18	国 立 市	1.143	18	西 東 京 市	1.235
19	多 摩 市	1.140	19	八王子市	1.222
20	小 金 井 市	1.134	20	国 分 寺 市	1.206
21	清 瀬 市	1.129	21	町 田 市	1.203
22	三 鷹 市	1.100	22	青 梅 市	1.196
23	西 東 京 市	1.092	23	三 鷹 市	1.154
24	国 分 寺 市	1.040	24	狛 江 市	1.139
25	狛 江 市	1.031	25	武 蔵 野 市	1.135
26	武 蔵 野 市	0.861	26	多 摩 市	1.127
市部		1.200	市部		1.270
東京都		1.120	東京都		1.130

(出典) 東京都 「人口動態統計」

図表 5 性別・年齢階級別の人口移動（純移動数）の長期的動向（昭和55（1980）年～平成22（2010）年）



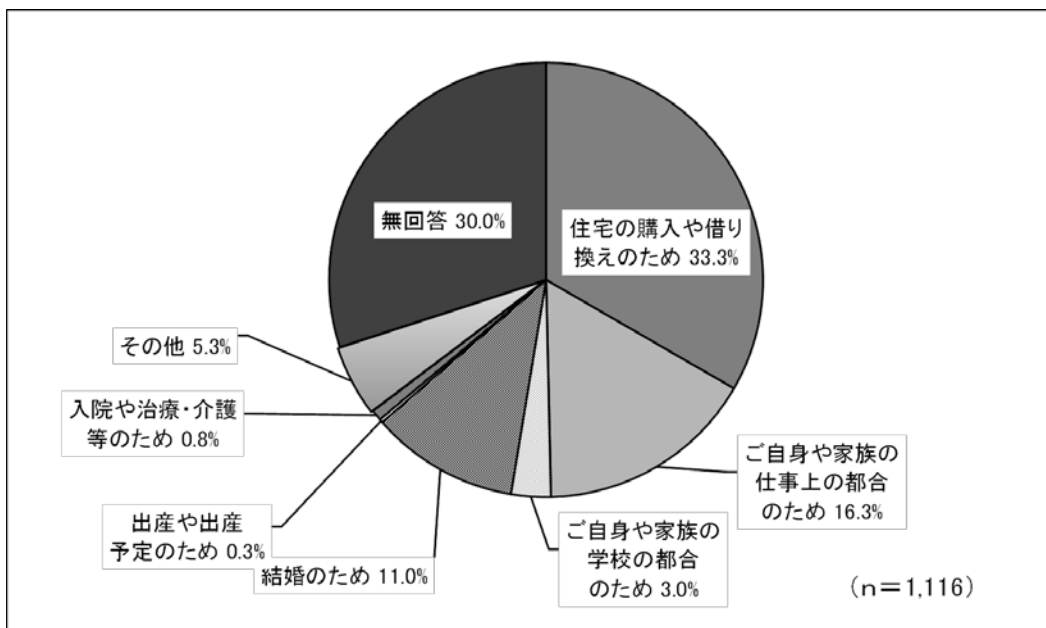
（出典）総務省「国勢調査」 厚生労働省 「都道府県別生命表」より算出

**(2)人口動態に対する影響の大きい重点課題: 安定的な住宅供給・更新や諸環境の整備, 地域ブランドの向上**

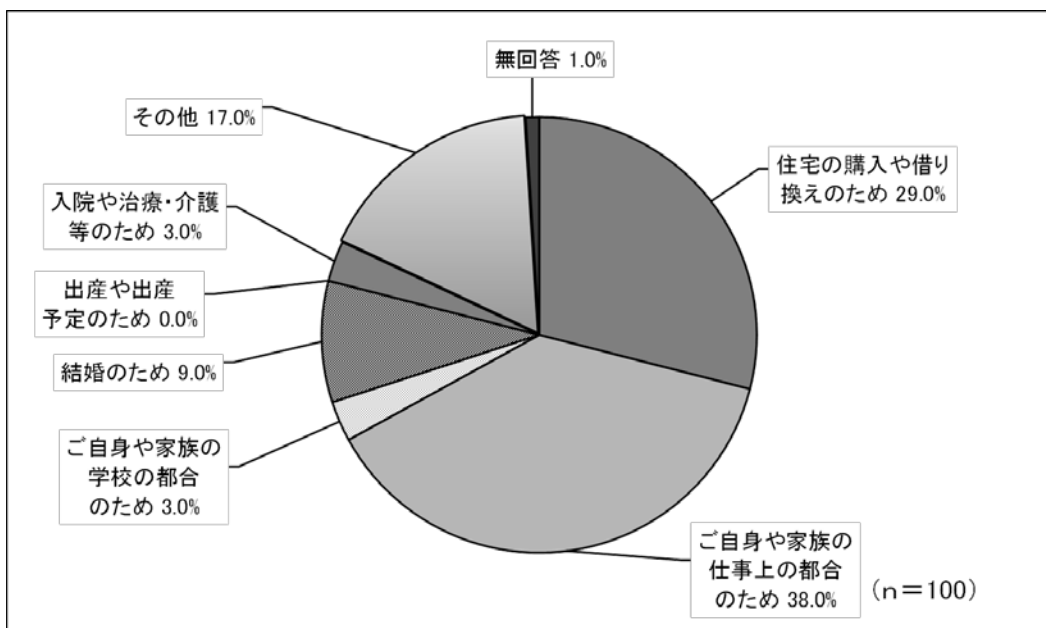
市民意向調査によると、転入理由、転出理由ともに、住宅の購入や借り換えが約3割を占めていることから、若い世代やファミリー層の転入を促し、転出を抑制するため、それぞれの世代に適切な住居を提供するための支援や、市民の生活を支える諸環境の整備を行なうことが重要となります。【図表 6, 図表 7】

転入元、転出先が、隣接自治体や中央線沿線の自治体からの人口移動が大きな割合を占めていることから、周辺の自治体の開発余力など人口の移動に影響を与える要因を考慮しつつ、多くの市民が「住み良い」、「住み続けたい」と感じている国分寺市の魅力を市内外に積極的に発信していくことが必要となります。【図表 8, 図表 9, 図表 10】

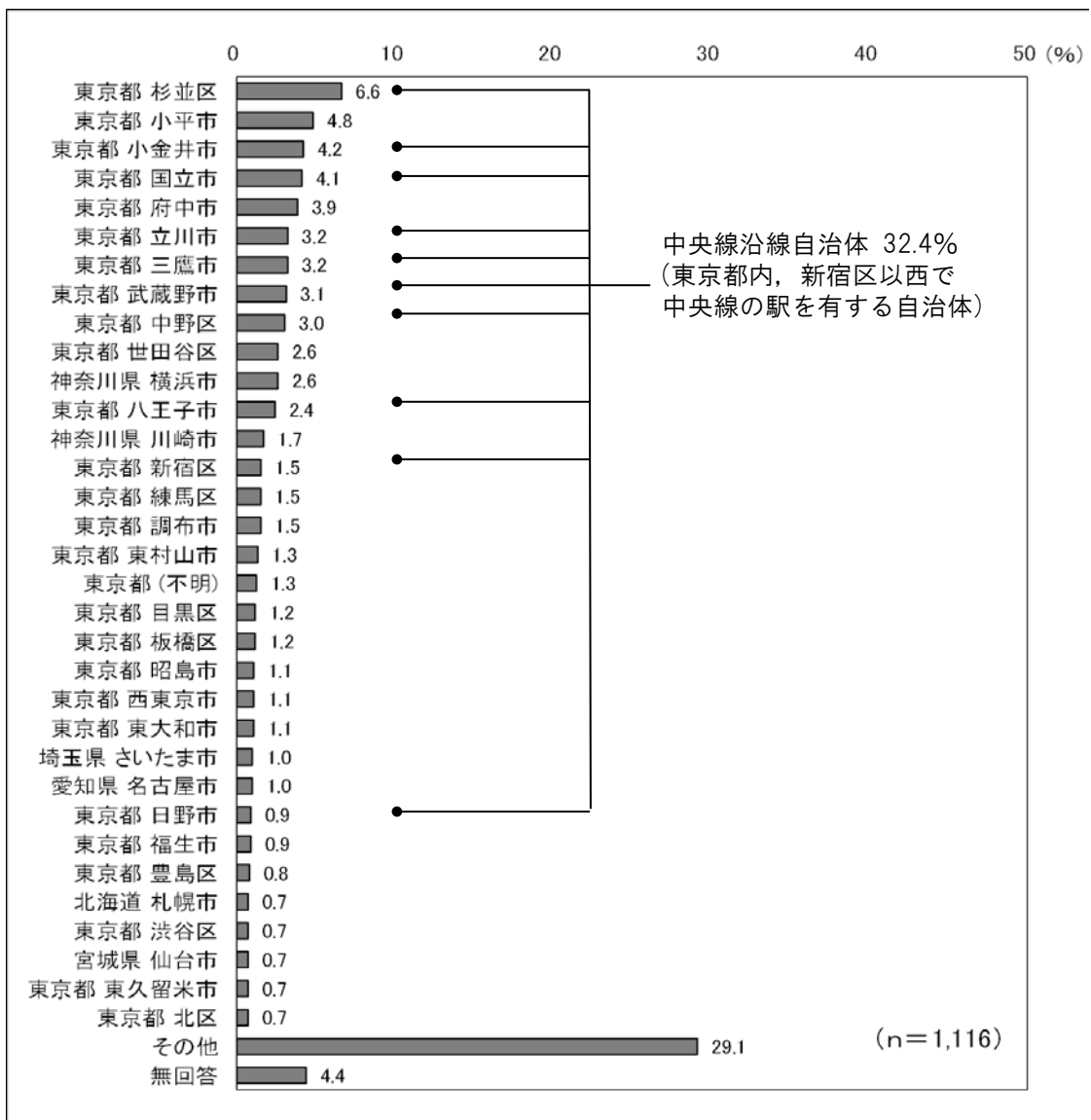
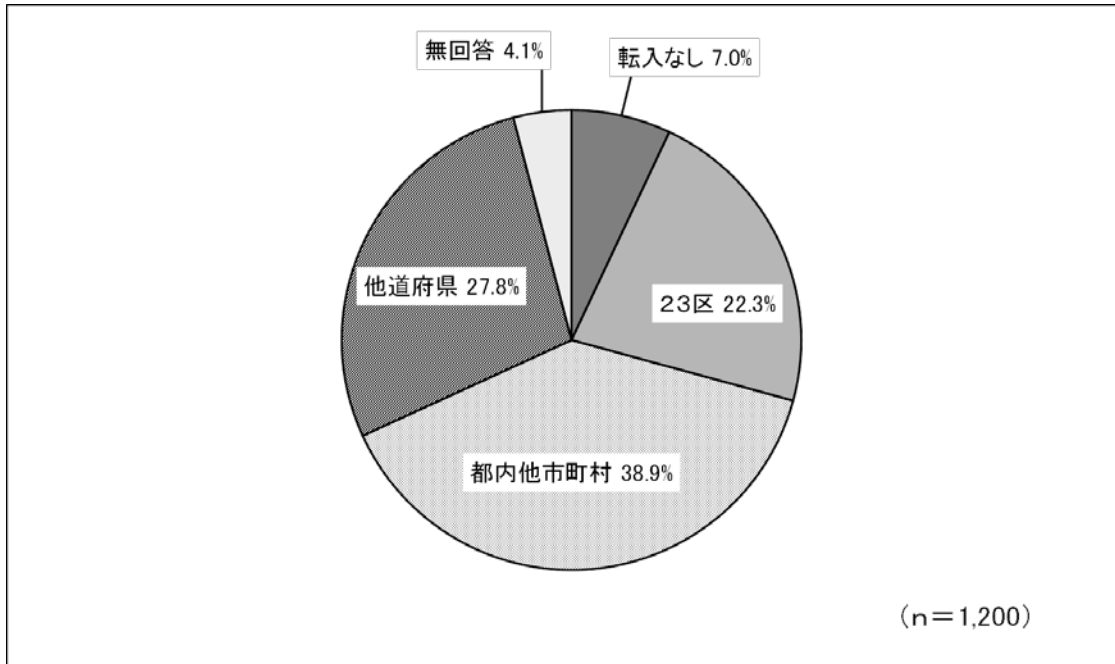
図表 6 国分寺市に転入してきた理由



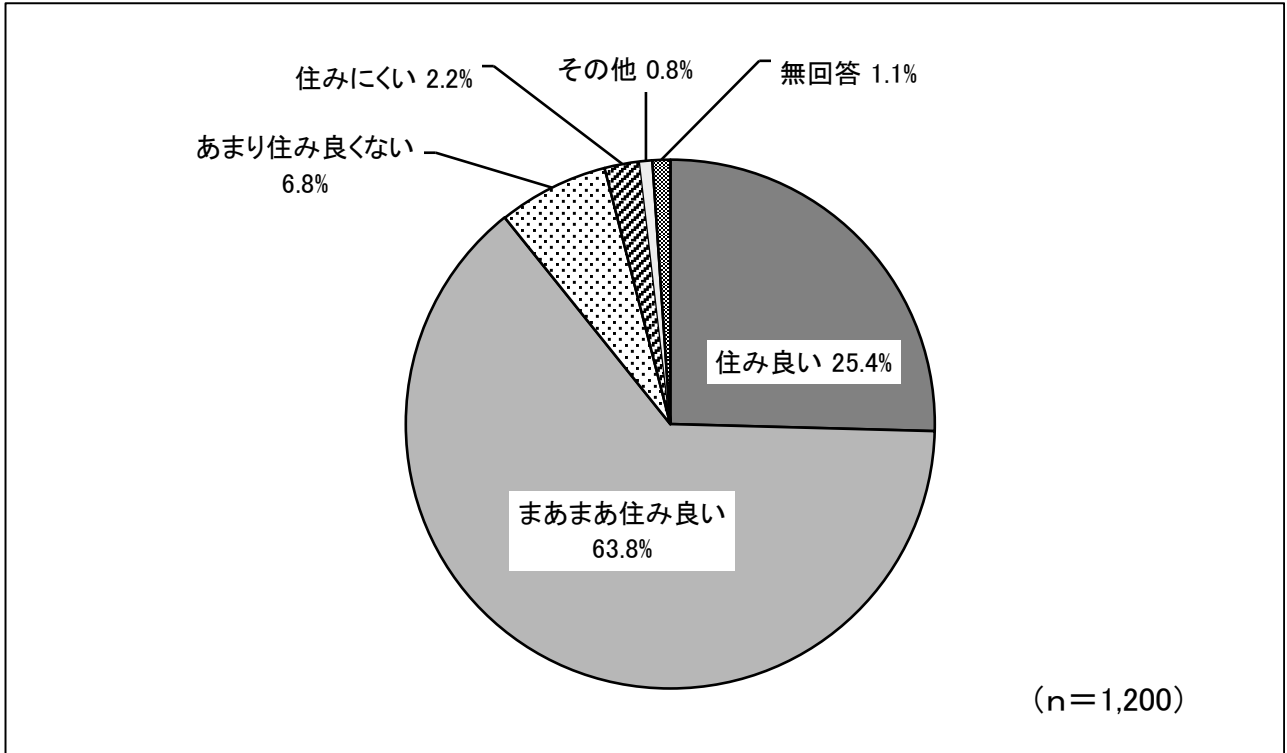
図表 7 転出の可能性、予定がある理由



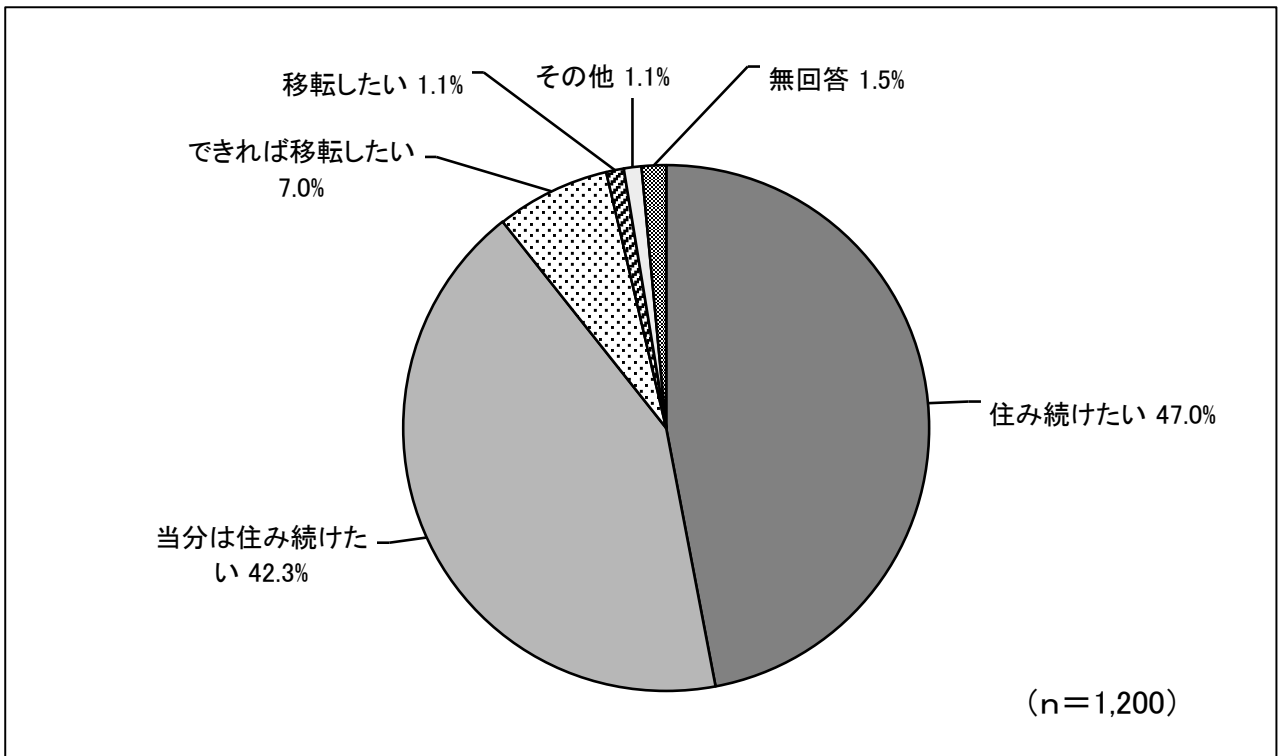
図表 8 国分寺市に住む直前の居住地



図表 9 国分寺市の住み良さ



図表 10 今後の定住意向



## 序ー4 『総合戦略』の運用

### (1)PDCAサイクルの確立と運用

まち・ひと・しごと創生を実現するためには、PDCA サイクルを確立することが必要となります。具体的には、まず、効果的な『総合戦略』を策定し、着実に実施していくとともに、設定した数値目標〔重要業績評価指標（KPI）＝Key Performance Indicators〕を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて市総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくこととなります。また、アクションプラン（個別施策工程表）を作成することで、各施策におけるPDCAサイクルの確立を促進します。

なお、『総合戦略』は、人口減少の緩和のために重点的に取り組むべき施策・事業等を整理したものであることから、『総合戦略』のみ特別な進捗管理を行うだけではなく、今後策定される予定の『総合ビジョン』を勘案しながら進捗管理を進めていくことが望ましいと考えられます。

#### 【キーワード解説】

#### PDCAサイクル

事業などを管理し、継続的に改善していくための手法のこと。事業などの目的を達成するための計画を立て、実行し、計画の達成状況の評価・検証し、評価・検証の結果に基づいて対象としている事業などの改善を行うという一連の流れを継続して行うことを言います。「計画（Plan）-実行（Do）-評価・検証（Check）-改善（Action）」の各頭文字をとって「PDCAサイクル」と呼ばれています。

市総合戦略においては、「Plan-Do」として効果的な総合戦略の策定・実施、「Check」として総合戦略の成果の客観的な検証、「Action」として検証結果を踏まえた施策の見直しや総合戦略の改訂を行うことが求められています。

※内閣府地方創生推進室「地方版総合戦略策定のための手引き（平成27年1月）」を基本に加筆。

#### 【キーワード解説】

#### 重要業績評価指標（Key Performance Indicators：KPI）

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。英語では「Key Performance Indicators」と呼ばれ、各頭文字をとって「KPI」とも呼ばれています。KPIを設定することにより、目標が分かりやすくなり、政策が実施しやすくなるとともに、PDCAサイクルにおける「評価・検証（Check）」が行いやすくなるなどのメリットがあります。

※内閣府地方創生推進室「地方版総合戦略策定のための手引き（平成27年1月）」を基本に加筆。

## (2) 検証機関による効果検証と市総合戦略の見直し

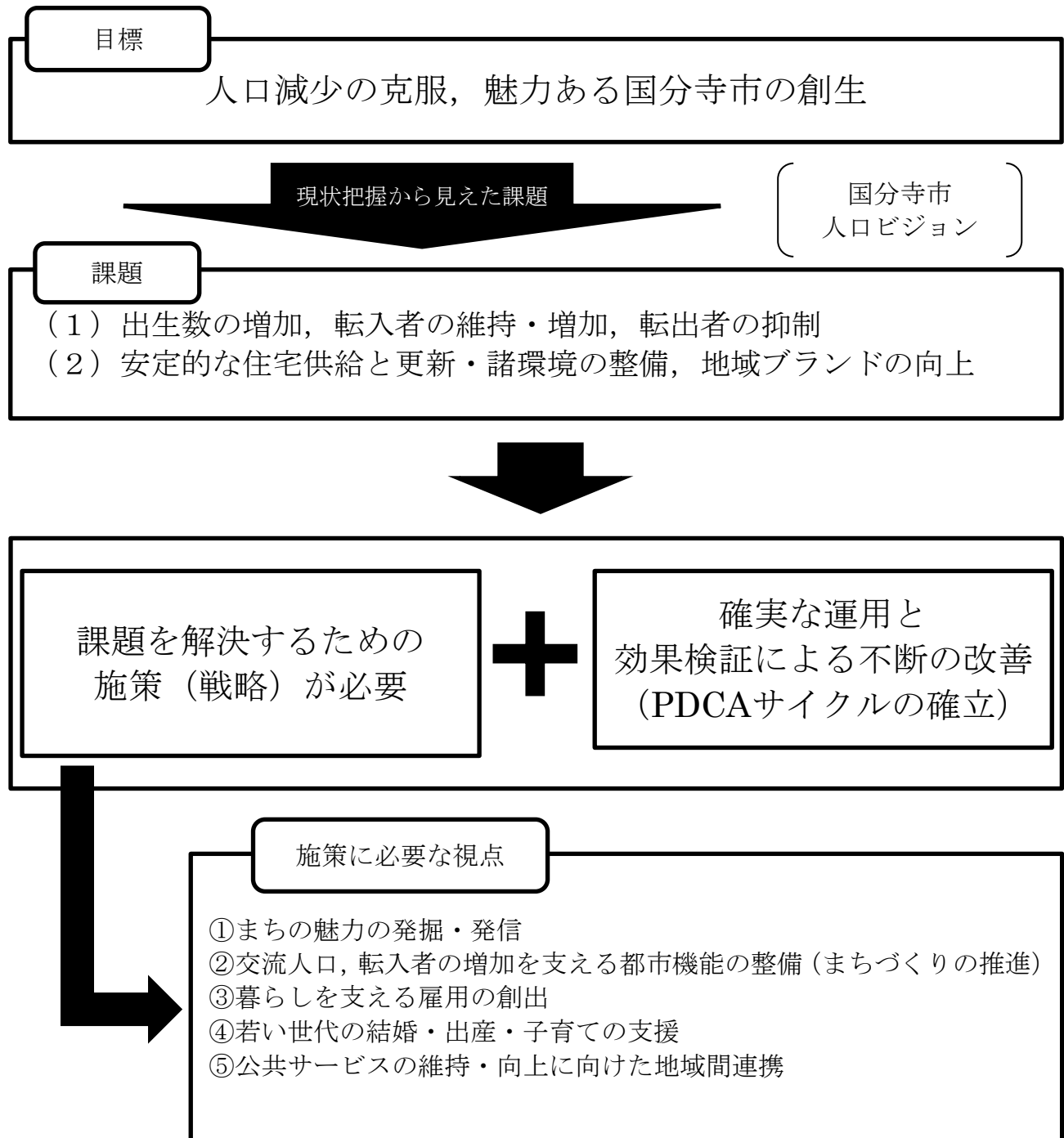
市総合戦略の効果検証に際しては、庁内に設置された「国分寺市総合ビジョン等推進本部」において実施することとされていますが、その妥当性・客観性を担保するためには、外部有識者等の意見を併せて反映させていくことが重要となることから、「国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議」の意見をうかがうなどして行ないます。また、この『総合戦略』に基づく各種取組の推進にあたっては、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金等の財政的支援制度等を積極的に活用します。

なお、『総合戦略』は平成 27（2015）年度からの 5 年間を計画期間としますが、今回の「初版」を基本に、今後策定される都の総合戦略や周辺自治体の取り組みを考慮しつつ、総合ビジョンを勘案しながら、随時、必要な見直しを行っていくこととします。

## 序－５ 『総合戦略』の構成

### (1) 国分寺市における課題等の整理

『総合戦略』は、序－１でも説明したように、人口減少の克服や魅力ある国分寺市の創生を目指すにあたって、課題解決に必要な今後５カ年の施策の方向を示すものです。ここまでに整理した課題等を整理すると、その概要は次のとおりとなります。

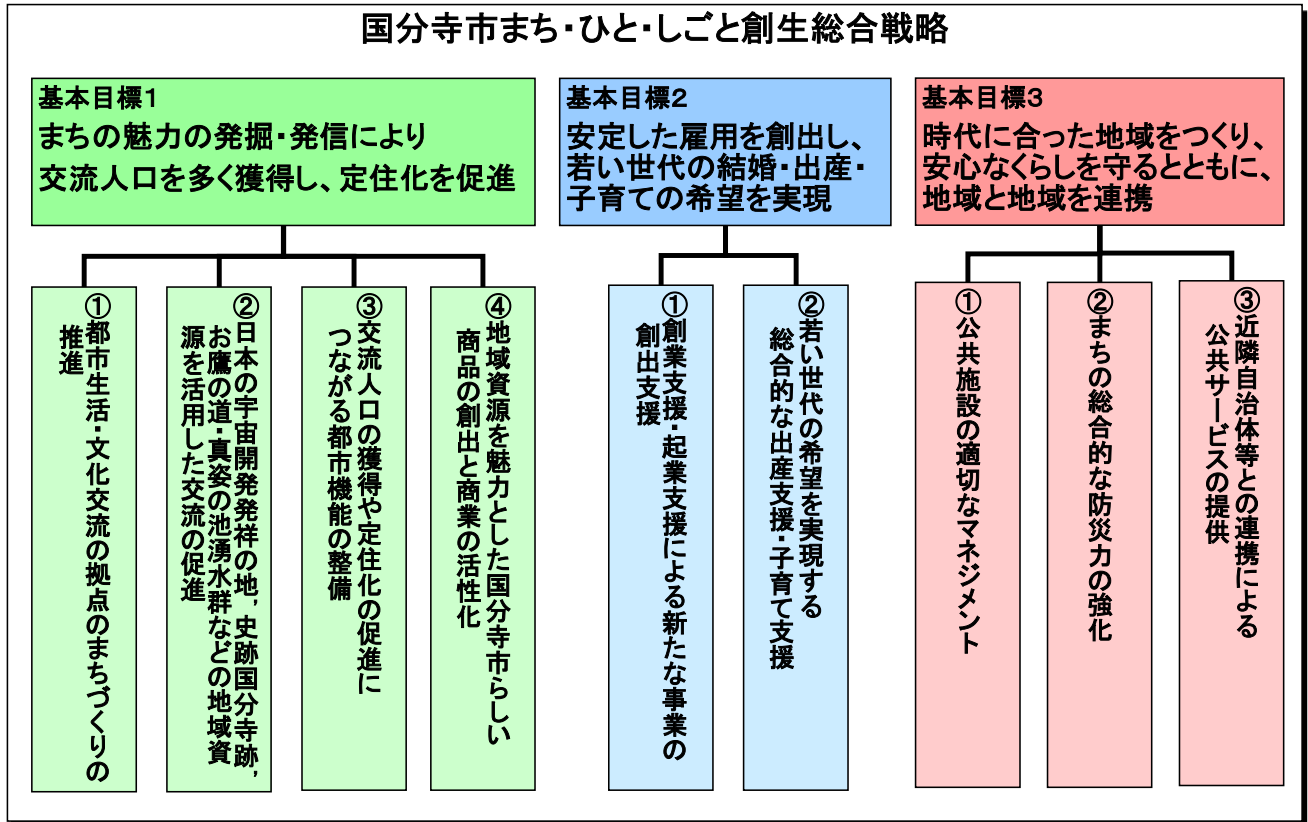




(2) 体系

『総合戦略』は、以下の体系で構成します。

図表 11 『総合戦略』の体系



(3) 位置づける施策・事業

『総合戦略』に位置づける施策・事業は、計画期間の最終年度である平成 31 (2019) 年度までに一定の進捗・成果が見込まれるものです。

施策・事業の区分とその基準等は、以下のとおりです。

図表 12 『総合戦略』に位置づける施策・事業

	区 分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画どおりの内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>・内容は、既存の計画内容に則したものです。</li> </ul>
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画から拡充した内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>・内容は、既存の計画内容よりも拡充するものです。</li> </ul>
III	新規の施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。</li> </ul>

#### (4) 数値目標と重要業績評価指標(KPI)の位置づけ

『総合戦略』の基本目標には数値目標，施策には重要業績評価指標（KPI）を設定することが求められています。これら数値目標や重要業績評価指標に基づき PDCA サイクルを運用し、『総合戦略』の効果検証と見直しを行うことから，数値目標等の定義や役割・機能を明確にしておくことが重要です。『総合戦略』の数値目標等の定義と役割・機能は，以下のとおり設定します。

図表 13 数値目標・重要業績評価指標の定義と役割・機能

名称	定義	役割・機能
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略の基本目標ごとに設定するもの</li> <li>・基本目標の背景である課題に関する指標（課題指標）の目標値を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題指標は，市が実施する施策・事業の効果・成果以外に，国や都が実施する施策・事業の効果・成果や，国内・国外の社会・経済・自然などに関する様々な事象の総合的な結果として実績値が形成されます。</li> <li>・すなわち，課題指標の実績値と市の施策・事業の実施による効果・成果との間の因果関係は，不明確である場合が多いです。よって，数値目標の実績値は市の施策・事業で直接的にコントロールできないことから，予算・職員などの経営資源に制約があることも踏まえ，目標値は達成が求められるものではありませんが，基本目標の背景である課題の状況・状態を示す課題指標の達成状況を分析することは，各基本目標に掲げられる施策・事業の拡充・維持・縮減を含めた見直しを行うための参考になることから，課題指標の分析結果については活用することとします。</li> </ul> <p><b>【例】</b> 課題指標として「失業率」を設定した場合</p> <p>「失業率」の状況は，国・都道府県・市区町村の施策の成果が総合的な結果として決定するものであり，国分寺市の施策の単独の成果により決定されるものではありません。他方，失業率の動向は，市が行う就労支援施策（職業相談等）の方向性（拡充等）を判断する際の参考としては活用できます。</p>
重要業績評価指標（KPI）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位の基本目標の達成に向けて，有効な施策となっているのかを成果または活動の視点から進捗状況を検証します。</li> </ul>

名 称		定 義	役割・機能
重要業績評価指標	成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策を実施した結果として直接生み出された成果の量を測定するための指標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『総合戦略』策定時の最新の実績値を基準値とし、基本的には計画期間最終年度の平成 31（2019）年度の目標値を設定します。</li> <li>『総合戦略』の運用時には、基準値とその時点での最新の実績値、及び目標値を比較しながら、施策が計画どおりに成果を生み出し、基本目標の達成に寄与しているか否かを検証します。特に計画どおりの成果を生み出していない場合や、基本目標の達成に対する寄与度が低い場合は、その要因を分析し、改善方策を検討します。</li> <li>これらの検証・分析の結果に基づき、施策の見直しや新たな施策の検討を行います。</li> </ul>
	活動指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の実施した結果としての活動量を測定するための指標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『総合戦略』策定時の最新年度の活動量の実績値を基準値とし、計画期間最終年度の平成 31（2019）年度の活動量の目標値を設定します。</li> <li>『総合戦略』の運用時には、計画と比較した活動量や施策の進捗状況を検証します。特に計画どおりの活動量となっていない場合や進捗状況となっていない場合には、その要因を分析し、改善方策を検討します。</li> <li>これらの検証・分析の結果に基づき、施策の見直しや新たな施策の検討を行います。</li> </ul>

※『総合戦略』における重要業績評価指標（KPI）設定時の成果指標と活動指標の考え方

各施策の重要業績評価指標（KPI）は、施策の効果検証と見直しを目的として設定することから、原則的には「成果指標」を用いるものとします。ただし、「地方版総合戦略策定のための手引き（平成 27 年 1 月）」にも記載されているように、施策の特性や『総合戦略』策定時点での進捗状況等を鑑み「成果指標」の設定が困難と考えられる場合には、「活動指標」を設定することとします。

図表 14 各施策における重要業績評価指標（KPI）

各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する必要があります。この重要業績評価指標（KPI）は、原則として、当該施策のアウトカム（行政活動の結果として住民にもたらされた便益）に関する指標を設定するものとします。なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプット（行政活動そのものの結果）に関する指標を設定することも差し支えありません。

（出典）「地方版総合戦略策定のための手引き（平成27年1月）」 内閣府地方創生推進室

## 本編 総合戦略

### 基本目標 1 まちの魅力の発掘・発信により交流人口を多く獲得し、定住化を促進

#### (1) 数値目標

注：基本目標の達成状況を判断するための指標

指標の名称・内容	基準値		目標値	
市内に立地する駅の乗降客数の増加（人） ※JRは1日平均の乗車人員です。 ※西武は1日平均の乗降人員です。 ※各社公表の数値を記載 ※「基準日」(H26. 4～H27. 3)	JR 国分寺駅	108,022	JR 国分寺駅	110,182
	JR 西国分寺駅	28,396	JR 西国分寺駅	32,655
	西武 国分寺駅	116,316	西武 国分寺駅	117,944
	西武 恋ヶ窪駅	11,760	西武 恋ヶ窪駅	12,277
市外からの転入者数の増加（人）	8,697 (H26. 1～H26. 12)		8,800	

#### (2) 基本的方向

注：基本目標達成に向けた政策の基本的方向性

産業構造等の地域をとりまく諸環境を踏まえ、必要となる都市機能の整備促進を図るとともに、都市農業や都市観光など、国分寺市の魅力を発掘・発信することにより、交流人口を多く獲得し、定住化を促進します。

#### (3) 具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

##### ① 都市生活・文化交流の拠点のまちづくりの推進

国分寺市の中心市街地として発展してきた国分寺駅や西国分寺駅周辺については、多くの市民や来街者が利用する都市生活・文化交流の拠点として、交通、防災、景観などの様々な課題を解決することを目指して公共施設等の整備を推進するとともに、都市的利便性を高める商業・サービス・公益などの都市機能や駅近くの住宅ニーズの受け皿となる居住機能の整備を促進し、交流人口を獲得し、あらゆる世代の定住化を促進する環境づくりを進めます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
国分寺駅北口再開発事業による住宅整備戸数 (戸)	—	584
公益フロアの開設 (フロア)	—	1
新たな商業・サービス施設の整備 (施設数)	—	23
西国分寺駅周辺におけるまちづくり計画の策定件数 (件)	—	1



国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発 完成イメージ  
 (現時点でのイメージを表したもので、今後変更になることがあります。)

**【取組内容】**

施策・取組内容		主管課	区分
国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発	再開発事業区域（約 2.1ha）内に再開発ビルや交通広場等の公共施設を整備することで都市の諸機能を再生し、地域活性化を図ります。再開発ビルには、商業施設等や住宅が整備されます。	国分寺駅 周辺整備課	I
国分寺駅北口の公益施設整備	国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発により整備される西街区再開発ビル5階に、国分寺市が所有するフロア（市総合戦略において「公益フロア」といいます。）に、国分寺市の魅力を発掘し、発信する拠点としてホール、行政窓口、図書機能などの公益施設等を整備します。	国分寺駅 周辺整備課	I
国分寺駅北口周辺のまちづくりの推進	国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発を契機として、まちの快適性や回遊性を高め、商業・業務機能と文化が融合した自立性の高いまちを形成し、市全体の活性化に繋げることを目指して、国3・4・12号線の整備や駅前通りのモール化等の周辺まちづくりを進めます。	都市企画課 ・ まちづくり 推進課	I
西国分寺駅周辺のまちづくりの推進	道路が狭く、駅へのアクセス性が低い西国分寺駅周辺において、立地特性を活かした土地利用を図ることで、まちの活性化に繋げることを目指して、都市基盤の整備、周辺のまちづくりを推進します。	都市企画課 ・ まちづくり 推進課	I

※施策区分について（再掲）

	区 分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画どおりの内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>内容は、既存の計画内容に則したものです。</li> </ul>
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画から拡充した内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>内容は、既存の計画内容よりも拡充するものです。</li> </ul>
III	新規の施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。</li> </ul>



西国分寺駅周辺の様子



② 日本の宇宙開発発祥の地，史跡武蔵国分寺跡，お鷹の道・真姿の池湧水群などの地域資源を活用した交流の促進

観光・散策・歴史学習などを目的とする来訪者を増加させるため，日本の宇宙開発発祥の地関連イベント，歴史文化・自然を体感できる魅力あるエリアであるお鷹の道・真姿の池湧水群などを情報発信し，様々な地域資源を活用した観光振興や交流促進に取り組みます。

また，国指定史跡武蔵国分寺跡の保全・伝承と集客・交流を図るため，歴史公園としての整備を推進します。また，来訪者が休憩・滞在できる環境を整備として，崖線の緑との調和に配慮した景観の形成や，来訪者の利便性向上に資する小規模店舗の誘導を図るため，史跡武蔵国分寺跡周辺地域の都市計画を見直すなど総合的なまちづくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
年間交流人口 (宇宙関連イベントに参加した者に限る) (人)	350 (H26. 4～H27. 3)	6,500
武蔵国分寺跡資料館 (おたかの道湧水園) の年間見学者数 (人)	14,421 (H26. 4～H27. 3)	40,000



お鷹の道・真姿の池湧水群  
(全国名水百選)

史跡武蔵国分寺跡



【取組内容】

施策・取組内容		主管課	区分
『日本の宇宙開発発祥の地 国分寺市』PRの推進	世界をけん引している日本の宇宙開発技術の原点が市内で行われた実験から始まったことを市内外に発信することを通して、国分寺市の新たな魅力として定着させ、交流人口を増やすことを目的とします。	市政戦略室	II
国分寺市の観光PRの推進	国分寺市が誇る観光資源を魅力あるものとして、市内外に発信します。	市政戦略室	III
他市との連携による観光PRの推進	スケールの大きな魅力の発掘・発信につなげるため、複数の自治体が協力し広域的にまちの魅力を発信します。	市政戦略室	I
史跡武蔵国分寺跡周辺におけるまちづくりの推進	市の魅力をPRする観光名所が多く存在する武蔵国分寺跡周辺において、史跡整備の推進とともに、来訪者が休憩できる店舗の立地ができる環境を整えることなどにより、来訪者の利便性の向上に繋げ、都市マスタープランに位置付けたトライアングルゾーンの魅力を高めることを目指したまちづくりを推進します。	都市企画課 ・ まちづくり推進課	III
史跡武蔵国分寺跡公園整備	国指定史跡武蔵国分寺跡について、後世に継承するために指定地の公有化を図り、発掘調査の成果を踏まえて、当時の国分寺伽藍の様子がわかるような歴史公園として整備します。	ふるさと文化財課	I

※施策区分について（再掲）

	区分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画どおりの内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>内容は、既存の計画内容に則したものです。</li> </ul>
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画から拡充した内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>内容は、既存の計画内容よりも拡充するものです。</li> </ul>
III	新規の施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。</li> </ul>



水ロケット発射体験会の様子



③ 交流人口の獲得や定住化の促進につながる都市機能整備

転入者の増加や転出者の抑制のため、国分寺駅や西国分寺駅周辺以外の地域においても、地域の状況に応じた商業機能・業務機能の誘導による地域活性化や、利便性の高い住宅開発の誘導・促進、自然環境と調和したゆとりある良好な住宅地環境の保全を促進することで、あらゆる世代の住民の多様なニーズに合致した都市機能の整備を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
国分寺駅・西国分寺駅周辺地区以外におけるまちづくり計画又は都市計画制度の活用を検討件数 (件)	—	5

【取組内容】

施策・取組内容		主管課	区分
国3・4・11号線周辺のまちづくりの推進	都市計画道路国3・4・11号線の整備にあわせて、国分寺街道や国3・4・11号線沿道のまちづくり、野川整備を生かしたまちづくり等を進めることで、安全で住みやすい住宅環境の形成や安心してショッピングが楽しめる空間の創出といった、より良いまち・環境づくりにつなげます。	都市企画課 ・ まちづくり推進課 ・ 緑と建築課	I
恋ヶ窪駅周辺のまちづくりの推進	地域振興の拠点となる恋ヶ窪駅周辺では、駅前としての立地や、現在整備中の国3・2・8号線の機能を活かし、地域の利便性を高めていくために必要な検討を行い、魅力あるまちづくりを推進します。	都市企画課 ・ まちづくり推進課	III
大規模敷地における土地利用転換を想定した適切な土地利用の誘導	周辺環境への影響が想定される大規模敷地において、周辺住宅地と調和した適切な土地利用の誘導を行うため都市計画制度の活用を検討を行います。	都市企画課 ・ まちづくり推進課	III
空き家の適正管理・利活用	今後増加が見込まれる空き家について、実態を把握し、適正な管理を促すとともに、住宅ニーズや地域活性化に資する利活用を図ります。	環境計画課 ・ 政策経営課	III
現況の土地利用に即した土地利用規制の見直し	市内の良好な住環境の維持・向上を図るため、指定用途地域と現状の土地利用との乖離が大きい地域において、望ましい用途の誘導等を行うための都市計画制度の活用を検討を行います。	都市企画課 ・ まちづくり推進課	III
第一種低層住居専用地域における住環境の保全	第一種低層住居専用地域内の建て詰まりを防止し、良好な住環境の維持・向上を図り、市の特徴である住宅都市としての質を向上させるため、都市計画制度の活用を検討を行います。	都市企画課	III
住宅に対する創エネルギー・省エネルギーの促進	自らが所有し、かつ居住する住宅に対して、自家消費用として、太陽光発電機器、燃料電池コージェネレーション機器などを新たに設置または設置した(新築)住宅を購入する方へ設置費用の一部を助成します。	環境計画課	I

※施策区分について（再掲）

	区 分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画どおりの内容）	・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。 ・内容は、既存の計画内容に則したものです。
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画から拡充した内容）	・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。 ・内容は、既存の計画内容よりも拡充するものです。
III	新規の施策・事業	・既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。

④ 地域資源を魅力とした国分寺市らしい商品の創出と商業の活性化

市内商品販売額及び集客人口を増加させるため、プレミアム商品券、地域資源を活用した国分寺市らしい国分寺ブランドの商品・サービス創出などにより、商業を活性化させます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
国分寺ブランド品の認定数（商品）	17 (H27. 3)	22
国分寺ブランド品ギフトセットの年間販売額（千円）	399 (H26. 4～H27. 3)	630

【取組内容】

施策・取組内容		主管課	区分
地域資源を活用した国分寺ブランドの創出	市内観光及び産業の活性化のため、国分寺ブランド協議会の運営を通して国分寺ブランドの創出を目指します。	市政戦略室	I
プレミアム商品券による地域の消費喚起	消費を喚起し、市内経済の活性化を図るため、商店等において共通して使用できるプレミアム付き商品券発行事業を実施します。	経済課	III

※施策区分について（再掲）

	区 分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画どおりの内容）	・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。 ・内容は、既存の計画内容に則したものです。
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画から拡充した内容）	・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。 ・内容は、既存の計画内容よりも拡充するものです。
III	新規の施策・事業	・既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。

## 基本目標 2 安定した雇用を創出し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現

### (1) 数値目標

指標の名称・内容	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.21 (H25.1～H25.12)	1.33
就学前人口（人）	5,698 (H27.4)	5,730

### (2) 基本的方向

総人口を維持し、生産年齢人口（15歳～64歳）を中心とした人口構成比を維持するため、市民がいきいきと働き、若い世代が安心して結婚・出産・子育てできる地域を実現します。

### (3) 具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

#### ① 創業支援・起業支援による新たな事業の創出支援

若い世代の活力を引き出し、老後まで生き活きと安心して暮らすことができる環境づくりを進め、市内の事業所の集積を高めるため、段階に応じた総合的な創業支援を推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
創業者数（人）	—	100
市内の新規 NPO 法人団体数	—	9
子育て中のお母さんの就業支援事業を利用した復職者数（人）	—	6

### 【取組内容】

	施策・取組内容	主管課	区分
創業支援	『創業支援事業計画』に基づき、市と国分寺市商工会、多摩信用金庫が連携して、創業に関する個別相談支援や創業塾、セミナー・交流会等を実施することにより創業希望者を支援します。	経済課	Ⅲ
NPO の支援	新たな市民ニーズや市の課題に対応し、より効率的・効果的な行政運営を目指すため、先駆的な取り組みをしている団体と市との協働の推進に向けたコーディネートや、市民活動団体への情報提供・支援を行います。	協働コミュニティ課	Ⅰ

子育て中のお母さんの就業支援	子育て中のお母さんの復職や就職を支援するため、ママインターン事業を推進します。	文化と人権課	I
----------------	---	--------	---

※施策区分について（再掲）

	区 分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画どおりの内容）	・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。 ・内容は、既存の計画内容に則したものです。
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画から拡充した内容）	・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。 ・内容は、既存の計画内容よりも拡充するものです。
III	新規の施策・事業	・既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。

② 若い世代の希望を実現する総合的な出産支援・子育て支援

若い世代の出産・子育てのニーズを満たせるよう、妊娠・出産から保育・義務教育まで、子どもの成長に応じた切れ目のない総合的な出産支援・子育て支援を推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
認可保育所待機児童数（人）	88 (H27. 4)	0
学童保育所登録者数（人）	946 (H27. 4)	1,889
親子ひろば利用者数（人）	26,672 (H26. 4～H27. 3)	30,000
子ども野外事業利用者数（人）	6,976 (H26. 4～H27. 3)	8,720
親と子の相談室事業実施回数（回）	—	20
保育所等訪問支援実施回数（回）	125 (H26. 4～H27. 3)	250
子育て支援総合窓口利用者数（人）	—	756
子育て世代包括支援センターの開設（施設）	—	1
分娩を扱う産科の開業支援制度の検討	—	1

【取組内容】

	施策・取組内容	主管課	区分
出産から育児までの総合的な相談・支援の体制・環境の整備	妊娠期や乳幼児を養育する保護者のうち、メンタルヘルスに課題を抱えている者を対象とする「親と子の相談室」や、利用者支援専門員を配置し、子ども・子育て支援にかかる施設・事業等の必要な支援を行う「利用者支援事業（子育て支援総合窓口）」、育児の不安感や孤立感が解消し虐待予防を目的とする「親子ひろば事業」などを総合的に推進します。	健康推進課 ・ 子育て相談室 ・ 子ども子育てサービス課	II

民設民営保育所の整備	国分寺市子ども・子育て支援事業計画に定める定員拡充を目標に民設民営保育所の整備を図ります。	子ども若者計画課	I
民設民営学童保育所の整備	安心して子育てをすることができる環境を整えるため、選定した民設民営学童保育所への運営費等の補助を行うとともに、新規施設の公募を行います。また、対象年齢を小学6年生まで拡充し、より多くの児童が利用できるように整備します。	子ども若者計画課	I
子どもたちの戸外での遊び環境の確保	子ども達の豊かな成長を育むため、子どもたちの戸外での遊び環境を保障するために、市内の公園で遊びを促す活動を行い、自主的な遊びや生活に根ざした遊びを展開します。	子ども子育て事業課	I
障害児・発達が気になる児童等に対する専門的な支援	地域で障害児や気になる児童等がすこやかに育つ環境を整えるために、保育所等を訪問し、障害児や発達が気になる児童に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応できるよう、障害児の身体及び精神の状態並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な「保育所等訪問支援」を行います。	子育て相談室	I
子育て世代包括支援センターの整備・運営	保健師や助産師、ソーシャルワーカー等を配置し、妊娠から出産、子育てまで一貫して同じ場所で相談でき、途切れのない支援を実施する子育て世代包括支援センターを整備します。	子育て相談室	I
分娩を扱う産科の開業支援制度の検討	市内で安心して出産できる環境を整えるため、分娩を扱う産科の開業を支援する制度の創設を検討します。	健康推進課 ・ 地域福祉課 ・ 子ども若者計画課	III

※施策区分について（再掲）

	区 分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画どおりの内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>内容は、既存の計画内容に則したものです。</li> </ul>
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画から拡充した内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>内容は、既存の計画内容よりも拡充するものです。</li> </ul>
III	新規の施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。</li> </ul>

## 基本目標 3 時代に合った地域をつくり，安心なくらしを守るとともに，地域と地域を連携

### (1) 数値目標

指標の名称・内容	基準値	目標値
『(仮) 国分寺市公共施設等総合管理計画』の策定数(件)	—	1
『(仮) 国分寺市個別施設計画』の策定数(件)	—	1
広域連携による共同事業等が実現できた数(件)	—	6

### (2) 基本的方向

既存ストックのマネジメント強化を図ることで，地域のサービス提供機能の維持を図るとともに，近隣自治体等との地域間連携策を推進します。

### (3) 具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

#### ① 公共施設の適切なマネジメント

公共施設等に関する財政負担の軽減・平準化をはかるため，公共施設・社会インフラの現状及び将来に向けたコスト分析に基づく『(仮) 国分寺市公共施設等総合管理計画』を策定し，計画に基づく公共施設等の総合的かつ計画的な運用や適正配置を実現するとともに，市内市外を問わず利用者に親しまれ，地域で活用される公共施設として更新を目指します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
『(仮) 国分寺市公共施設等総合管理計画』の策定数(件)	—	1
『(仮) 国分寺市個別施設計画』の策定数(件)	—	1

### 【取組内容】

施策・取組内容	主管課	区分
公共施設等の一元管理 公共施設等の総合的かつ計画的な運用等を行うため，総合管理計画及び個別施設計画を策定するとともに，公共施設等のうち，ハコモノの管理をする部署の一元化を図り，各公共施設の複合化，多機能化，長寿命化等マネジメントを推進するとともに，市内市外を問わず利用者に親しまれ，地域で活用される公共施設として更新を目指します。	政策経営課	I

※施策区分について（再掲）

	区 分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画どおりの内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>・内容は、既存の計画内容に則したものです。</li> </ul>
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業（既存の計画から拡充した内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>・内容は、既存の計画内容よりも拡充するものです。</li> </ul>
III	新規の施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。</li> </ul>

## ② まちの総合的な防災力の強化

災害に強い街並みを形成するため、公共施設や住宅などの不燃化・耐震化や戸建て住宅地域の延焼遮断機能の向上など、総合的な防災対策を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
防災まちづくり推進地区の市域に対する面積率 (%)	37.75 (H27.3)	50

### 【取組内容】

施策・取組内容		主管課	区分
防災まちづくり推進地区への支援	市民主体による組織的な地域防災力の向上と地域コミュニティの形成を目的に、災害に強いまちづくりを推進するため、「防災まちづくり推進地区」として市と協定を締結した地区に対して、その地区独自の地区防災計画の策定を支援するとともに、防災資機材の助成を行います。	防災安全課	I
災害に強いまちなみの形成	建築物の耐震化や不燃化、延焼遮断効果を高める対策を早期に進め、災害に強いまちなみを形成するため、都市計画制度の検討を行うとともに、耐震診断や耐震改修を促進します。	都市企画課	III

### ※施策区分について (再掲)

	区 分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業 (既存の計画どおりの内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>内容は、既存の計画内容に則したものです。</li> </ul>
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業 (既存の計画から拡充した内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から、基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。</li> <li>内容は、既存の計画内容よりも拡充するものです。</li> </ul>
III	新規の施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。</li> </ul>



防災まちづくり推進地区での活動



### ③ 近隣自治体等との連携による公共サービスの提供

効率的で効果的な公共サービスの実現と市民等利用者の利便性の向上を図るため、近隣自治体との公共施設の共同利用の拡大や事務事業の共同化など、広域連携を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
広域連携による共同事業等が実現できた数 (件)	—	6

#### 【取組内容】

施策・取組内容		主管課	区分
近隣市との公共施設の共同利用の推進	国分寺駅北口公益フロア，国立駅高架下施設について，それぞれ小平市，国立市と共同で公共サービス窓口を設置し，共同で図書機能，会議室，オープンスペース等の運営を行います。また，日野市，小金井市と3市共同で可燃ごみ処理の広域化を進めます。	政策経営課 ・ 各施設担当課	I
近隣市との事務事業の共同化の推進	近隣市との事務事業の共同化を図るため，公共施設の相互利用，オープンデータ，地域公共交通，広域的建築指導行政のあり方等を研究し，可能なものから共同化を行います。	政策経営課 ・ 各事業担当課	I

#### ※施策区分について (再掲)

	区 分	位置づける基準・取扱等
I	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業 (既存の計画どおりの内容)	・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から，基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。 ・内容は，既存の計画内容に則したものです。
II	既存の『長期総合計画』の施策・実施計画事業 (既存の計画から拡充した内容)	・既存の『長期総合計画』の施策や実施計画事業から，基本目標の達成に寄与するものを位置づけます。 ・内容は，既存の計画内容よりも拡充するものです。
III	新規の施策・事業	・既存の『長期総合計画』には位置づけられていない新たな施策・事業です。

**【資料編】**

1 「国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定経過

	主な内容
3月18日	『「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について』庁議決定
5月18日	第1回国分寺市総合ビジョン等推進本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「(仮称) 国分寺市人口ビジョン」及び「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定スケジュール等の確認</li> </ul>
5月21日	第2回国分寺市総合ビジョン等推進本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国分寺市市民意向調査票案の検討</li> </ul>
5月23日	第1回国分寺市まち・ひと・しごと創生市民ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> <li>■ テーマ『「魅力あるまち国分寺市」を創生するために必要なこと』</li> <li>■ 参加者数：11名</li> </ul>
5月29日	第2回国分寺市まち・ひと・しごと創生市民ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> <li>■ テーマ『「魅力あるまち国分寺市」を創生するために必要なこと』</li> <li>■ 参加者数：12名</li> </ul>
6月3日 ～12日	市民意向調査の実施
6月4日	第1回国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定スケジュール等の確認</li> <li>■ 国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議委員による地方創生に関する意見交換</li> </ul>
6月29日	第3回国分寺市総合ビジョン等推進本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「(仮称) 国分寺市人口ビジョン」原案の検討</li> <li>■ 「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」骨子及び対象事業の検討</li> </ul>
7月2日	第2回国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「(仮称) 国分寺市人口ビジョン」原案の検討</li> <li>■ 「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」骨子及び対象事業の検討</li> </ul>
7月14日	第4回国分寺市総合ビジョン等推進本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「(仮称) 国分寺市人口ビジョン」(案)の決定について</li> </ul>
7月15日	「国分寺市人口ビジョン」決定(庁議)
7月28日	第5回国分寺市総合ビジョン等推進本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(原案)の検討</li> </ul>
8月3日	第3回国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(原案)の検討</li> </ul>

8月25日	第6回国分寺市総合ビジョン等推進本部 ■「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(案)の検討
9月1日	第4回国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議 ■「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(案)の検討
9月7日	第7回国分寺市総合ビジョン等推進本部 ■「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(パブリック・コメント案)の決定
9月15日 ～10月14日	パブリック・コメント
10月26日	第8回国分寺市総合ビジョン等推進本部 ■「(仮称) 国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(案)の決定
10月26日	■「国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の決定(庁議)

## 2 国分寺市総合ビジョン等推進本部設置規程

(設置)

第1条 第四次国分寺市長期総合計画に続く国分寺市の総合的な計画である(仮称)国分寺市総合ビジョン(以下「総合ビジョン」という。)及びこれに基づく実行計画(以下「総合ビジョン等」という。)並びにまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)に基づく(仮称)国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定し、推進するため、国分寺市総合ビジョン等推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合ビジョン等及び総合戦略の案の策定に関すること。
- (2) 総合ビジョン等及び総合戦略の推進に関すること。
- (3) 総合ビジョン等及び総合戦略の実施状況の総合的な検証に関すること。
- (4) その他総合ビジョン等及び総合戦略に関すること。

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 議会事務局長並びに執行機関の部長及び部長相当職の者

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は国分寺市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成20年規則第108号)に規定する第1順位副市長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部は、本部長が招集し、本部長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 本部は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第7条 本部に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 本部及び専門部会の庶務は、政策部政策経営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

### 3 国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「創生総合戦略」という。）の策定・評価に当たり、必要な事項を検討するため、国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 創生総合戦略策定・評価に関すること。
- (2) その他創生総合戦略に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 1人以内
- (2) 国分寺市商工会の代表者 1人以内
- (3) 識見を有する者 1人以内
- (4) 金融機関の代表者 1人以内
- (5) 労働者の代表者 1人以内
- (6) メディアの代表者 1人以内
- (7) 子育て支援の代表者 1人以内
- (8) 政策部長
- (9) 市民生活部長
- (10) 子ども家庭部長

(謝礼)

第4条 前条第2号から第7号までの委員に対し、謝礼を支払う。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、第3条第2号から第7号までの委員の中から、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が会議の会長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、政策部政策経営課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

4 国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

公募により選出された市民			
		氏 名	職業・所属団体等
1		モリタ タカシ 森田 崇	公募市民
識見を有する者			
		氏 名	職業・所属団体等
2		アサミ シンヤ 浅見 伸也	国分寺市商工会
3	○	イシカワ キミヒコ 石川 公彦	明治大学経営学部助教
4		サガ ヨウスケ 嵯峨 洋輔	多摩信用金庫
5		ナゴヤ ユキオ 名見 幸雄	自治労共済本部東京都支部事務局長
6	◎	ヤマモト クニコ 山本 久仁子	(株)集英社児童書編集部編集長
7		ムトウ ヨウコ 武藤 陽子	認定NPO法人冒険遊び場の会代表理事
国分寺市職員			
		氏 名	職業・所属団体等
8		ナイトウ タツヤ 内藤 達也	政策部長
9		ミスコシ トシオ 水越 寿男	市民生活部長
10		ネモト ヒロユキ 根本 裕之	子ども家庭部長

◎ 会長  
○ 副会長

(平成 27 年 6 月時点)





国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
(初版, 平成27年10月発行)

発行者：国分寺市

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

電話番号：042-325-0111 (代表)

担当：政策部政策経営課